

国保加入者の方へ

70歳以上の高額療養費の限度額が変わります。

平成30年8月から、高額療養費の自己負担限度額が下記のとおり変更になります。

「限度額認定証」の申請が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

ご不明の際はお問い合わせください。

[国民健康保険課 給付グループ 電話：098-862-4262]

平成30年7月までの上限額（70歳以上）

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費の総額- 267,000円) ×1% <44,400円 ※2)
	課税所得 145万円未満	14,000円 (年間上限額 <44,000円※1)	57,600円 <44,400円 ※2)
住民税非課税	低II 住民税非課税世帯		24,600円
	低I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下 など)	8,000円	15,000円



平成30年8月からの上限額（70歳以

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	現役並みIII 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費総額- 842,000円) ×1% <140,100円※2)	
	現役並みII 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費総額- 558,000円) ×1% <93,000円※2)	
	現役並みI 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費の総額- 267,000円) ×1% <44,400 円※2)	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限額 <44,000円※1)	57,600円 <44,400円 ※2)
	低II 住民税非課税世帯※3		24,600円
住民税非課税	低I 住民税非課税世帯※3 (年金収入80万円以下 など)	8,000円	15,000円

新たに限度額適用認定証の申請が必要

※1は、自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）限度額

※2 〈 〉内の金額は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

※3 住民税非課税世帯については、従来通り、限度額適用・標準負担減額認定証を交付します。